

## 安曇野市企業人権教育推進協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 この協議会は、安曇野市企業人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を安曇野市教育委員会教育部生涯学習課におく。

(目的及び事業)

第2条 この協議会は、すべての人々の人権が尊重される社会の早期実現に向け、企業内における人権に関する教育、啓発を推進することを目的とし、この目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡提携及び企業内における人権教育の推進方法の調査研究
- (2) 企業内において人権教育を推進するための講演会、研修会の開催と会員が実施する人権教育についての支援
- (3) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第3条 この協議会の会員は、前条の目的に賛同する安曇野市内の企業及び事業所等をもって組織する。

(役員)

第4条 この協議会に、次に役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2人

2 この協議会に、顧問をおくことができる

(役員を選出)

第5条 会長、副会長及び監事は、総会で選出する。

2 理事及び顧問は、会長が指名し、総会の承認を受けるものとする。

(任務)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会長の指示を受けて会務を執行する。
- 4 監事は、会計監査に当たる。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とする。但し、欠員により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 この協議会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第9条 総会は、協議会の議決機関であって、毎年6月までに会長が招集し、会長が議長となる。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算・決算
- (3) 役員を選出
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要事項

(予算)

第10条 協議会の会計は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

変更 平成22年5月27日 9条

変更 平成26年6月27日 1条

変更 令和6年6月18日 4条